

技術空曹の任用の基準に関する達の一部を改正する達を次のように定める。

平成24年4月16日

航空幕僚長 空将 片岡 晴彦

技術空曹の任用の基準に関する達の一部を改正する達

技術空曹の任用の基準に関する達（平成4年航空自衛隊達第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に、「短大卒以上の学歴を有するときは、別表第2に定める階級（別表第1による任用階級より上位の階級に限る。）」を「資格等に係る業務経験年数を有するときは、この年数を加味して上位の階級」に改める。

別表第1 情報処理の項を次のように改め、同表を別表とする。

情報処理	ITストラテジスト システム監査技術者 プロジェクトマネージャ システムアーキテクト ITサービスマネージャ	データベーススペシャリスト ネットワークスペシャリスト 情報セキュリティスペシャリスト 応用情報技術者		基本情報技術者
------	--	--	--	---------

別表第2を削る。

附 則

- この達は、平成24年4月16日から施行する。
- この達の施行の際現にこの達による改正前の技術空曹の任用の基準に関する達別表第1に定める資格等を有する者に係る任用の基準については、当該資格等が効力を有する間は、なお従前の例による。